

事 務 連 絡  
平成 2 7 年 7 月 3 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中  
各市区町村介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

改正介護保険法に係る周知用のリーフレットの一部修正について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 8 月施行の制度改正に係る周知用のリーフレットについては、平成 27 年 5 月 20 日付事務連絡により送付させていただきましたが、このうち食費・部屋代の負担軽減の見直しのリーフレットについて、一部修正を行いましたので、改めて送付致します。

（修正点）

- ・ 1 枚目の Q A の末尾に「なお、①または②に該当して負担軽減の対象外となった方でも、その後該当しなくなった場合には、その時点から申請すれば負担軽減の対象となります。」の一文を追加。

なお、厚生労働省のホームページにも既に修正版を掲載しておりますので、ご活用ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/gaiyo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html)